

厚生発 0326 第 11 号
6 輸国第 4629 号
令和 7 年 3 月 26 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)
農林水産省輸出・国際局長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国から香港向けに輸出する牛肉、豚肉及び家きん肉（以下「香港向け輸出食肉」という。）については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 HK-A1「香港向け輸出牛肉の取扱要綱」（以下「別紙 HK-A1」という。）、別紙 HK-A2-1「香港向け輸出豚肉の取扱要綱」（以下「別紙 HK-A2-1」という。）及び別紙 HK-A2-2「香港向け輸出家きん肉の取扱要綱」（以下「別紙 HK-A2-2」という。）に基づき取り扱われているところです。

今般、香港食物環境衛生署（以下「香港政府」という。）から令和 7 年 1 月 1 日より香港向け輸出食肉を取り扱う施設の認定手続きにかかる申請様式を改正する旨通知があったこと等を踏まえ、下記のとおり手続規程の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしくお願いします。

また、令和 7 年 4 月 15 日付けで発行する香港向け輸出豚肉の食肉衛生証明書から、改正後の様式を使用するよう、対応方よろしくお願いいたします。

以上、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 手続規程の別表 1 及び 2 について、以下の改正を行ったこと。

変更箇所	変更内容
別表 1 香港 輸出証明書の発行（法第 15 条第 1 項）	以下を削除 牛肉（別紙 HK-A1）（厚）
別表 2 香港 輸出証明書の発行（法第 15 条第 2 項）	以下を追加 牛肉（別紙 HK-A1）（厚）

- 2 別紙 HK-A1 について、以下の改正を行ったこと。

- （1） 本文 4 の認定等の手続に必要な手数料とともに申請する旨、追加した。
- （2） 別紙様式 5 の HACCP 証明書様式は、香港政府への施設登録時に提出が求められる HACCP 又は ISO 等の証明書として既存文書がない場合に使用できるものとし、本文 4 の認定等の手続の都道府県等の提出手続きから削除し、別紙様式 3 の香港政府に提出する施設登録様式に注釈を追加した。
- （3） 本文 5 の認定後の事務等の食肉衛生証明書の発行を食肉衛生検査所等が行うよう変更した。
- （4） 別紙様式 3 の香港政府に提出する施設登録様式を改めた。
- （5） その他所要の改正をした。

- 3 別紙 HK-A2-1 について、以下の改正を行ったこと。

- （1） 別紙様式 5 の HACCP 証明書様式は、香港政府への施設登録時に提出が求められる HACCP 又は ISO 等の証明書として既存文書がない場合に使用できるものとし、本文 3 の認定等の手続の都道府県等の提出手続きから削除し、別紙様式 3 の香港政府に提出する施設登録様式に注釈を追加した。
- （2） 別紙様式 3 の香港政府に提出する施設登録様式を改めた。
- （3） 別紙様式 6－2 を改定したことに伴い、別紙様式 6－1 の食肉衛生証明書発行申請書様式（豚肉）に、「と畜年月日」の記載項目を追加した。
- （4） 香港政府からの求めにより、食肉衛生証明書の記載項目を追加したため、別紙様式 6－2 を改めた。
- （5） その他所要の改正をした。

- 4 別紙 HK-A2-2 について、以下の改正を行ったこと。

- （1） 別紙様式 5 の HACCP 証明書様式は、香港政府への施設登録時に提出が求められる HACCP 又は ISO 等の証明書として既存文書がない場合に使用できるものとし、本文 3 の認定等の手続の都道府県等の提出手続きから

削除し、別紙様式 3 の香港政府に提出する施設登録様式に注釈を追加した。

- (2) 別紙様式 3 の香港政府に提出する施設登録様式を改めた。
- (3) その他所要の改正をした。